

栃木県優良建設工事技術者の推薦について

1. 推薦対象となる技術者

- ① 県内に主たる営業所を置く建設業者に所属する技術者であること。
- ② 栃木県発注工事（注1）のうち、500万円以上の工事を担当した監理技術者または主任技術者（注2）であること。

※JV工事の場合は「代表構成員」の監理技術者または主任技術者のみが対象となります。

（注1）「栃木県発注工事」とは、栃木県の各部局（県土整備部等）が発注した工事を指し、
それ以外の機関（栃木県道路公社等）が発注した工事は含まれません。

（注2）単なる現場代理人は、表彰対象者に含まれません。

2. 推薦条件（①と②の両方を満たすことが必要です）

- ① 平成31（令和元）年度から令和5年度までの5年間に担当し完成させた500万円以上の県発注工事の成績について、下記のいずれかを単独で満たすこと。

ア：建築工事（注1）について、工事成績80点以上の実績が2回以上あること。

イ：建築工事以外の工事について、工事成績80点以上の実績が3回以上あること。

(注1) 建築工事とは、建築一式、電気、管、塗装、電気通信、解体工事です。

【注意】

建築工事の実績と建築工事以外の工事の実績を合算することはできません。

例：建築工事で1回、建築工事以外の工事で2回の合計3回の実績があっても、表彰対象にはなりません。

②上記の条件①とともに、次のア～オの事項をすべて満たすこと。

ア：技術の向上に積極的に取り組み、また、次世代の技術者育成にも努めている者。

イ：優れた管理能力を持ち、工事従事者や関係者等と良好な関係を築き、円滑な工事施工にあたった者。

ウ：人格、技術ともに他の模範となる者。

エ：過去に、栃木県優良建設工事技術者表彰を受けていない者。

オ：県内に主たる営業所を置き、県の入札参加資格（建設工事）を有する建設業者が推薦していること。

3. 欠格事項

以下に該当する技術者は、推薦候補者になることができません。

①過去5年間（表彰対象期間）及び表彰日までに担当した工事において、工事事故等を原因として、所属する建設業者が指名停止又は監督処分を受けている、または受けることが明らかな場合。

②その他表彰に相応しくないと認められる場合。

（例：県発注工事以外の工事で大きな事故を引き起こしている、著しく低い工事成績の実績がある等）

4. 必要書類・提出方法

①優良建設工事技術者推薦調書（様式第1号）

②宣誓書（様式第2号）

③推薦者（県内入札参加資格者）概要調書（様式第3号）

④表彰対象工事の「工事成績評定通知書」の写し

推薦書類は、候補者ごとに分けて作成してください。

上記の推薦書類を、「**栃木県電子申請システム**」を利用し、システム内にデータを添付してご提出いただきますようお願いします。

なお、書類の提出に際しては「**栃木県電子申請システム**」を通じての提出に限られます。**紙による書類の提出は一切受け付けることができません。**

《電子申請システムにてデータを添付する際の注意点》

以下のデータ形式にしたがって、データを添付してください。

- **Excel(エクセル)形式**で添付する推薦書類

- ・ 様式第1号「**優良建設工事技術者推薦調書**」

- **Word(ワード)形式**で添付する推薦書類

- ・ 様式第3号「**推薦者(県内入札参加資格者)概要調書**」

配布されている様式を加工せず、そのままご利用ください。

- **PDF形式**にスキャンして添付する推薦書類

- ・ 様式第2号「**宣誓書**」 ※推薦候補者自身による署名等がされたもの
- ・ 表彰対象工事の「**工事成績評定通知書**」の写し

5. 受付期間

令和6年4月15日(月) ~ 令和6年5月19日(日)

6. その他

- ・ 様式は、県 HP の特設サイトからダウンロードできます。
- ・ 栃木県電子申請システムへは、特設サイト内のリンクよりお進みください。
- ・ 表彰に関する要綱、要領、Q&A や申請書記載例についてもホームページで公開しておりますので、ご参照ください。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

栃木県県土整備部監理課建設業担当

TEL:028-623-2390 FAX:028-623-2392

E-Mail:kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp